

第 1 章 計画の策定にあたって

1 障がい者基本計画策定の趣旨

本市では、平成 24 年に「第 3 次常滑市障がい者基本計画」を、また平成 27 年に「第 4 期常滑市障がい福祉計画」を策定し、「障がいのある人が安心して暮らせるまち 常滑」を基本理念に、障がい福祉の推進に取り組んできました。

この間、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律^{*}」（障害者差別解消法）の施行（平成 28 年度）や「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律^{*}」（障害者総合支援法）及び「児童福祉法^{*}」の改正（平成 28 年度）等、多くの法整備が進み、障がいのある人に関する国の法制度は大きく進展しています。

「第 3 次常滑市障がい者基本計画」が平成 29 年度で計画の最終年度を迎えることから、こうした新しい動向を踏まえ、本市における障がい福祉施策の基本指針として新たに「第 4 次常滑市障がい者基本計画」（以下「本計画」という。）を策定するものです。

2 計画の期間・位置づけ

（1）計画の期間

本計画の期間は平成 30（2018）年度から平成 35（2023）年度までの 6 年間とします。なお、今後の社会情勢等の変化に柔軟に対応するため、必要に応じ見直すこととします。

年度	H27 2015	H28 2016	H29 2017	H30 2018	H31 2019	H32 2020	H33 2021	H34 2022	H35 2023	H36 2024
第 4 次常滑市障がい者基本計画										

（2）計画の位置づけ

本計画の策定にあたっては、障害者基本法第 11 条第 3 項に基づく「市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（市町村障害者計画）」として、常滑市の障がい者施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として策定します。

また、国の「障害者基本計画」、愛知県の「あいち健康福祉ビジョン 2020」、「第 5 次常滑市総合計画」など、関連する計画との整合性を図りながら計画を策定します。

■関連イメージ図

